

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中井町長 戸村 裕司

市町村名 (市町村コード)	中井町 ( 143618 )
地域名 (地域内農業集落名)	井ノ口、岩倉、境、境別所地区 ( 遠藤原地区 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 9月19日 ( 第 1 回 )

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、露地野菜の生産が行われているが、主業農家は少なく、兼業農家が多い。農家は高齢化が進み、新規就農者も少なく、荒廃農地が解消されない状況が続いている。また、農業収入が少ないため、農業を主な生計とする農家が増加しない。荒廃農地の防止及び解消に向けた取り組みとともに、農業収入を増やす取り組みを検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業従事者については、高齢化が進み、地区内の農地を地区外の農業者が耕作している状況もあり、地域外から希望する新規就農者や農業を担うものを募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農振農用地について引き続き、農業を振興していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地バンクを通じて、拡大希望の担い手・新規就農者と、農地を貸したい・手放したい方の中で農地の調整をおこない、農地の集積・主役化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りの際は、現状の品目と借り手が希望する品目が一致する農地を優先的に紹介し、貸借権設定後は、農地中間管理機構と連携して、農地の使用状況の確認をおこなう。
(3)基盤整備事業への取組方針
耕作条件改善や、作業効率の向上のために、農道の整備を進めていく。また、天候不良時の水不足に対応するため、水道等の整備について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者の募集や、新規就農者の意見を聞いて検討していくために、町や農業委員会が連携して、要望等を聞き取る場を年1回以上設ける。また、新規就農者の就農へのハードルを下げるため、住居や機械の入手にかかる支援を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
柑橘、キウイ、茶、水稲については、農業協同組合が実施している農作業委託を活用する。また、茶の保冷車の導入の補助など、各品目のサービス等の活用を促進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

現在実施している取組を、引き続き継続する。

--